

道路占用工事写真撮影要領

福岡市道路占用規則第10条第1号に規定する工事完成届には、工事写真を添付するものとし、同写真の撮影要領を次のとおり定める。

1 工事写真の種類

占用工事における、工事着手前、工事中、及び完成写真とする。

2 工事着手前写真

周囲の風景を写し込んだ路面の状況写真に、工事の始点及び終点分かるよう、工事箇所を朱書きで明示する。

3 工事中写真

(1) 工事現場における標示施設、及び保安施設等の状況写真

(2) 占用物件及びその位置

① 占用の物件の種類、形状が確認できる写真。

② 埋設深度

地表面から地下埋設物上端部までの距離を計測した写真。

③ 埋設位置

道路の端部から地下埋設物の中心までの距離を計測した写真。

(3) 埋戻工

路床土の埋戻材料及び転圧等の状況が確認できる写真。

(4) 路盤工

下層路盤工、上層路盤工それぞれの転圧状況及び仕上厚が確認できるよう計測した写真。

(5) 舗 設

舗設状況及び仕上厚が確認できる写真。

4 完成写真

工事着手前写真と比較できるよう、同一箇所、同一方向で撮影すること。

5 写真の整理

- (1) 写真の規格はサービス版を標準とし、原則としてカラーとする。
- (2) 写真の製本については、最初に工事着手前と完成後が比較できるよう貼付し、以後
工事中の状況が判別できるよう整理すること。

6 その他

この要領に定めのない事項については、別途運用によるものとし、その他疑義が生じた場合は道路管理者と協議すること。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

道路占用工事写真撮影要領の運用について

道路占用工事写真撮影要領（以下「撮影要領」という。）第6に規定する運用については、下記のとおりとする。

1 撮影箇所について

撮影要領第3の工事中写真における撮影頻度は、原則として100mとする。ただし、工事内容が下記のとおり変わる箇所は、その都度撮影するものとする。

- （1）占用物件の種類及び形状
- （2）埋設深度及び埋設位置
- （3）埋戻材料
- （4）路面復旧構造
- （5）他の占用物件と近接又は交差する箇所

なお、占用工事延長100m未満のものについては、1工事1箇所とする。

2 写真添付の省略について

本市が発注する占用工事で、道路管理者が認めたものについては、撮影要領第3の工事中写真の添付を当分の間、省略することができる。

3 その他

写真撮影の方法については、別紙を参考として行うものとする。

附 記

この運用は、平成3年4月1日より適用する。

【 別 紙 】

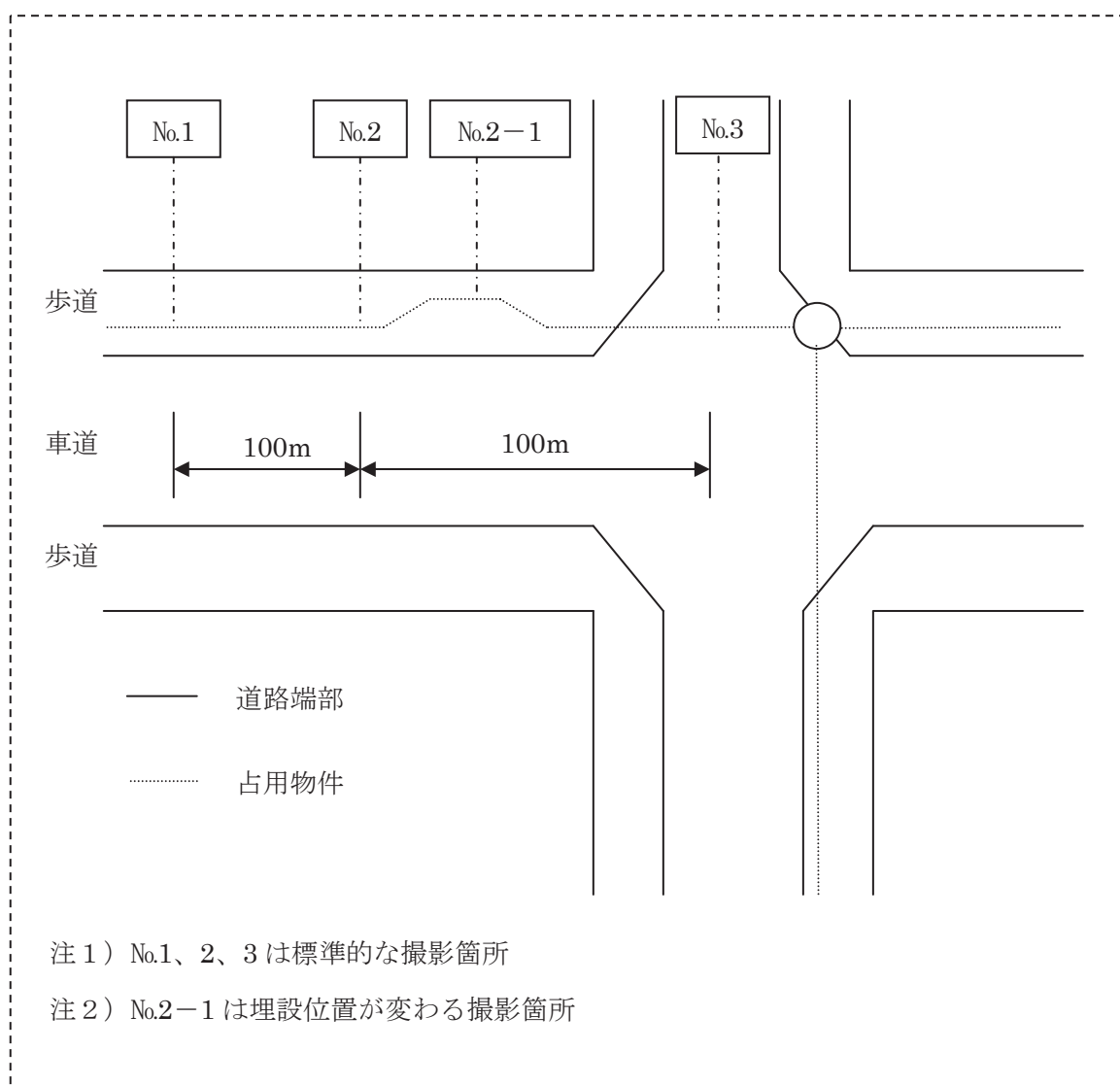
道路占用工事写真の撮影方法について

標記のことについて、下記のとおり標準的な方法を説明するものであり、この方法以外で目的が達成されればこの限りではない。

1 撮影箇所

撮影箇所については、事前に平面図等と対照できるよう整理しておくこと。

(凡 例)



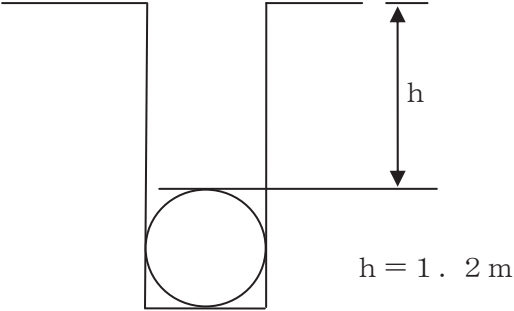
2 写真撮影の方法

写真撮影の方法については、下記を標準として撮影することとし、下記以外の撮影項目については自主管理によるものとする。

なお、「運用」第2に規定する写真添付の省略については、下記の撮影項目のうち、2，6，7及び8を省略できるものとする。

順番	撮影項目	撮影内容	撮 影 要 領
1	工事着手前	工事箇所の全景 (1工事1回)	工事箇所周辺の道路風景、構造物等を画面に入れること
2	標示施設等	工事箇所の全景 (1工事1回)	標示施設、保安施設等の設置に伴う車両等の通行状況を入れること
3	占用物件の種類及び形状		詳細が判別できるもの
4	埋設深度	G L－〇〇m	地表面から、占用物件上端部までの距離が確認できるもの。
5	埋設位置	道路端部より 〇〇m	道路端部から、占用物件の中心までの距離が確認できるもの
6	埋 戻 工	G L－〇〇m 仕上厚〇〇cm	埋戻材料及び転圧等の状況が確認できるもの
7	路 盤 工	G L－〇〇m 仕上厚〇〇cm	下層、上層の路盤材、転圧状況及び仕上厚が確認できるもの
8	舗 設	G L－〇〇m 仕上厚〇〇cm	舗設状況及び仕上厚が確認できるもの
9	完 成	工事箇所の全景 (1工事1回)	工事着手前と同一箇所、同一方向より撮影すること

3 写真には、撮影項目及び内容を説明した黒板等を入れて撮影すること。

位 置	測点：No. 1
内 容	 The diagram shows a circular object (likely a manhole cover) within a square frame. A horizontal line extends from the top of the frame, and a vertical line extends from the right side. A double-headed arrow indicates the height 'h' from the top of the circle to the top of the frame. Below the circle, the text 'h = 1.2 m' is written.
占有者又は工事施工者 名称	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

4 撮影時、各種寸法を明示する場合は、箱尺、巻尺、リボンテープ等を使用して、寸法が確認できるように撮影すること。

5 写真は被写体に対して、適切な位置で、併せて被写体の寸法等が測定器具等により正確に読みとれるように撮影すること。